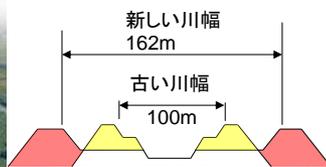


# 滋賀県における流域治水の取り組み

ながす



光善寺川



河川の改修工事、適正な維持管理

ためる



森林や農地、公園などでの雨水貯留

地先の安全度マップ  
(基礎情報)



とどめる

宅地の嵩上げ、土地利用規制

そなえる



図上訓練、避難計画の作成、防災訓練

# 本日の予定

1. 滋賀県の概要
2. 滋賀県の流域治水政策の概要
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定まで
4. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の課題
5. 国の流域治水政策の動き

# 琵琶湖・淀川水系



# 滋賀県の地形特性



- 山に囲まれ、雨のほとんどは琵琶湖に流れる。
- 琵琶湖流域面積 3,848km<sup>2</sup>
- 琵琶湖貯水量 275億m<sup>3</sup>
- 琵琶湖面積 674km<sup>2</sup>
- 水位1cm=674万m<sup>3</sup>

# 滋賀県の社会特性



- 県南部では、農地等での開発が進み、人口が増えている。
- 人口 約141万4千人
- 人口増加率 0.1%  
- 47都道府県中 8位  
(令和2年国勢調査結果)



# 本日の予定

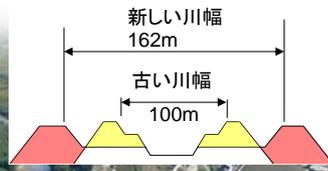
1. 滋賀県の概要
2. 滋賀県の流域治水政策の概要
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定まで
4. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の課題
5. 国の流域治水政策の動き

# 滋賀県における流域治水の取り組み

## ～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

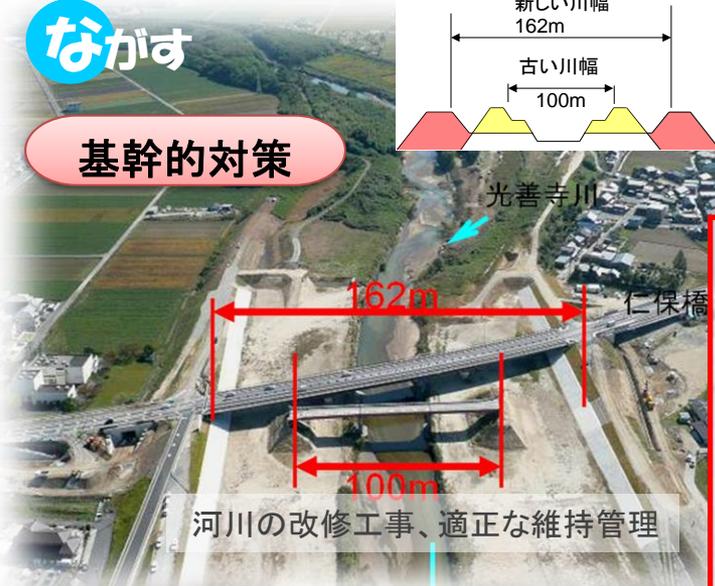
ながす

ためる



人命  
最優先

基幹的対策



森林や農地、公園などでの雨水貯留

とどめる

そなえる



宅地の嵩上げ、土地利用規制



図上訓練、避難計画の作成、防災訓練

# 地先の安全度を用いたリスク評価

～リスク・マトリクス～

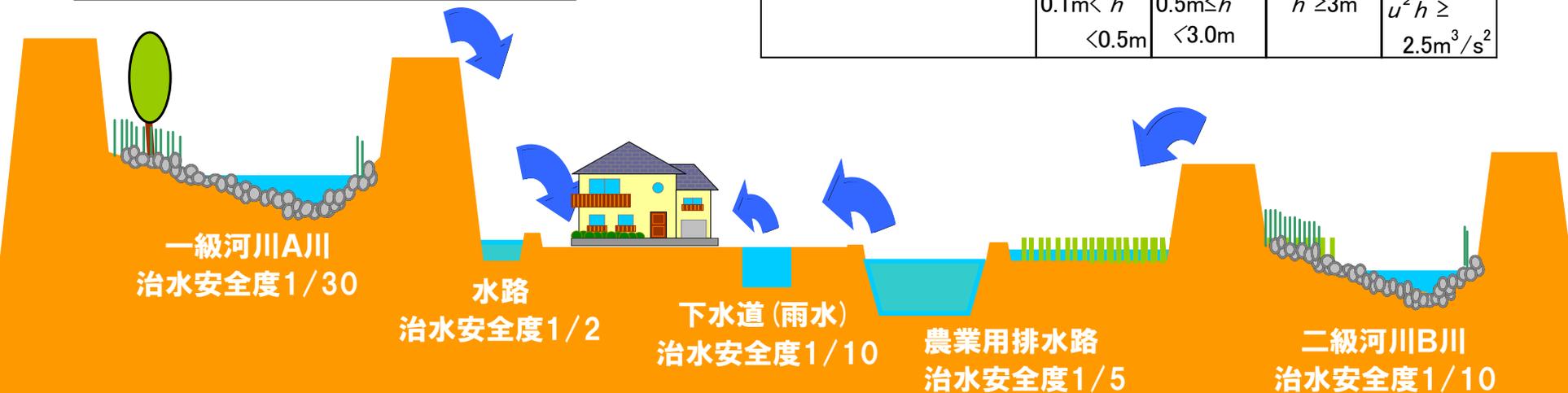
右図は、当該地点に一般家屋がある場合に、

- ① 家屋流失が200年に1度程度、
- ② 家屋水没が200年に1度程度、
- ③ 床上浸水が 50年に1度程度、
- ④ 床下浸水が 10年に1度程度、

の頻度で発生することを意味する。

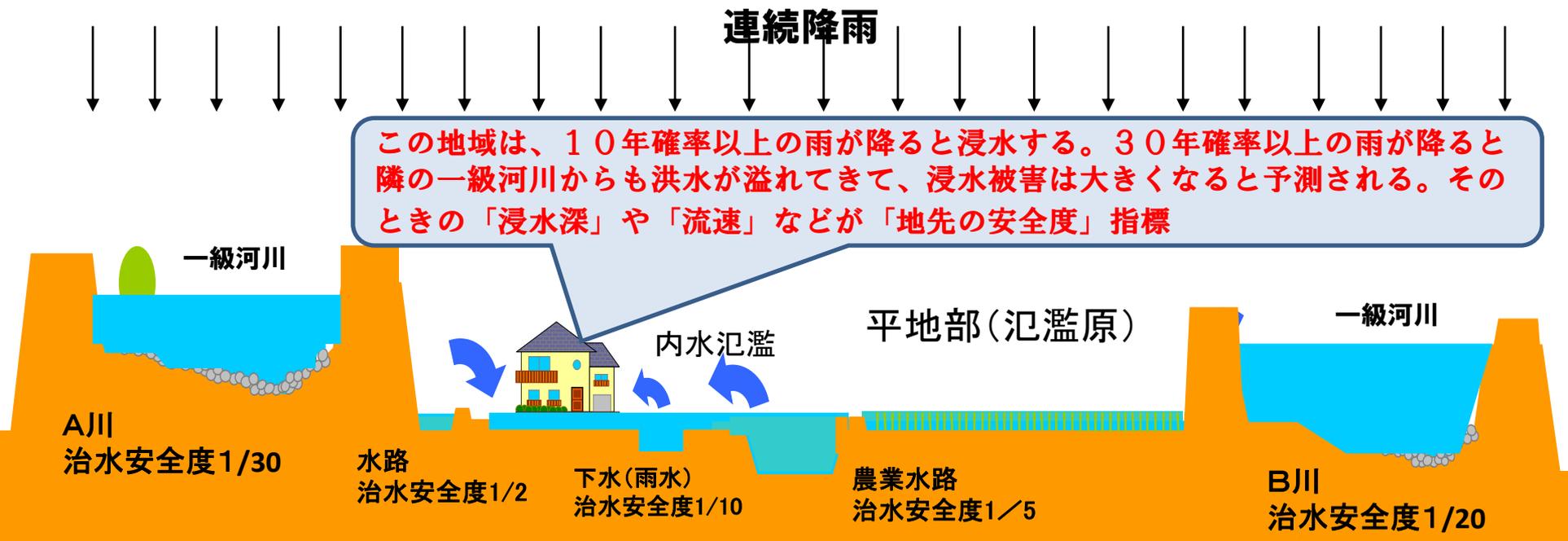
「地先の安全度」とは、  
場所ごとに覚悟しておく必要のある  
“水害リスク”

1/ 2 (0.500)	年発生確率				
1/ 10 (0.100)		④			
1/ 30 (0.033)					
1/ 50 (0.020)			③		
1/100 (0.010)					
1/200 (0.005)				②	①
...					
		被害の種類(浸水深・流体力)			
		床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
		$0.1\text{m} < h < 0.5\text{m}$	$0.5\text{m} \leq h < 3.0\text{m}$	$h \geq 3\text{m}$	$u^2 h \geq 2.5\text{m}^3/\text{s}^2$



# 流域治水の基礎情報 「地先の安全度マップ」

大河川だけではなく、身近な水路のはん濫なども考慮した浸水想定マップ(10年、100年、200年に一度の雨)



- 洪水浸水想定区域図(水防法):大きな川からのみ氾濫。他は晴天
- 地先の安全度マップ(流域治水条例):大きな川だけではなく、身近な水路も氾濫  
→実現象に近い予測が可能となった



# 滋賀県防災情報マップ

<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

滋賀県防災情報マップ

ホームへ

マップを表示

2画面で比べて見る

災害リスクを抽出してみる

印刷 URL

地図を重ねる

- レーダー雨量
- 過去の災害
- 避難所等
- 災害時ヘリ離着陸場
- 異常気象時通行止

▼背景地図

- Google Maps
- 地理院地図
- OpenStreetMap

もっと見る

水害・土砂災害リスクマップ

水害リスクマップ

地震リスクマップ

任意のマップを選んで表示

0.21 0.00 0.85 0.48 0.27  
161.42 161.50 161.58 161.61 161.64 162.65 163.86 163.38 163  
159.18 159.59 159.35 159.73 161.43 162.65 162.51 162.90 163

1.20 1.04 2.32 1.21 1.17 0.00 0.78 0.71 0.46  
161.55 161.58 161.61 161.63 161.65 162.03 163.37 163.40 163  
160.35 160.54 159.29 160.42 160.48 162.03 162.59 162.69 162

1.50 1.16 1.87 0.93 1.73 1.20 0.00 0.79 0.78  
161.79 161.76 161.67 161.67 161.68 161.69 162.19 163.44 163  
160.29 160.60 159.80 160.74 159.95 160.49 162.19 162.65 162

0.00 1.38 1.60 1.12 1.93 0.99  
0.00 162.01 161.80 161.69 161.69 161  
0.00 160.63 160.20 160.57 159.76 160

0.00 2.85 2.97 1.09 1.26 0.28  
0.00 163.28 163.31 161.68 161.69 161  
0.00 160.43 160.34 160.59 160.43 161

0.00 0.00 2.13 1.86 2.02 1.82 1.95 0.12 0.91  
0.00 163.35 163.31 163.42 163.43 163.43 163.45 163.05 163.99  
0.00 161.22 161.22 161.56 161.41 161.61 161.61 163.08

0.00 0.00 0.00 1.57 1.57 1.81 1.81 0.45  
0.00 0.00 0.00 163.44 163.43 163.43 163.43 163.84  
0.00 0.00 0.00 161.87 161.86 161.62 161.62 163.39

50m

50m

50m

50m

2階軒下 5.0m  
まで浸水 4.0m  
3.0m  
1階軒下 2.0m  
まで浸水 1.0m

水害リスクマップ

地先の安全度マップ

最大浸水深図 1/200 解説  
年確率  
200年に一度の大雨（時間最大131mm程度の雨が降った場合）  
▶浸水警戒区域（外部リンク）

浸水深詳細200年確率

上段:想定浸水深[m]
中段:想定水位[T.P.+][m]
下段:地盤高(T.P.+)[m]

最大浸水深図 1/100 解説  
年確率  
100年に一度の大雨（時間最大109mm程度の雨が降った場合）

浸水深詳細100年確率

上段:想定浸水深[m]
中段:想定水位(T.P.+)[m]
下段:地盤高(T.P.+)[m]

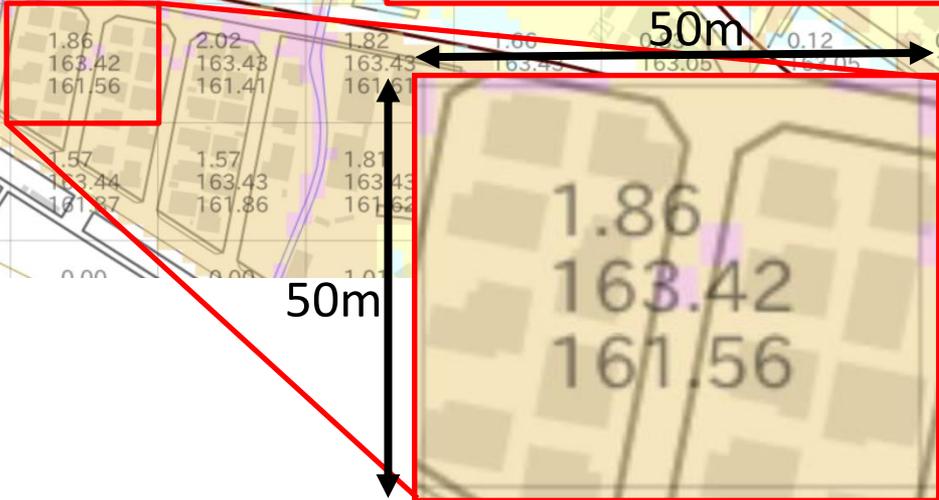
最大浸水深図 1/10年 解説  
確率  
10年に一度の大雨（時間最大50mm程度の雨が降った場合）

浸水深詳細10年確率

上段:想定浸水深[m]
中段:想定水位(T.P.+)[m]
下段:地盤高(T.P.+)[m]

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

上段:想定浸水深[m]  
中段:想定水位[T.P.+m]  
下段:50m×50mの  
平均地盤高[T.P.+m]



# 流域治水政策が必要な理由

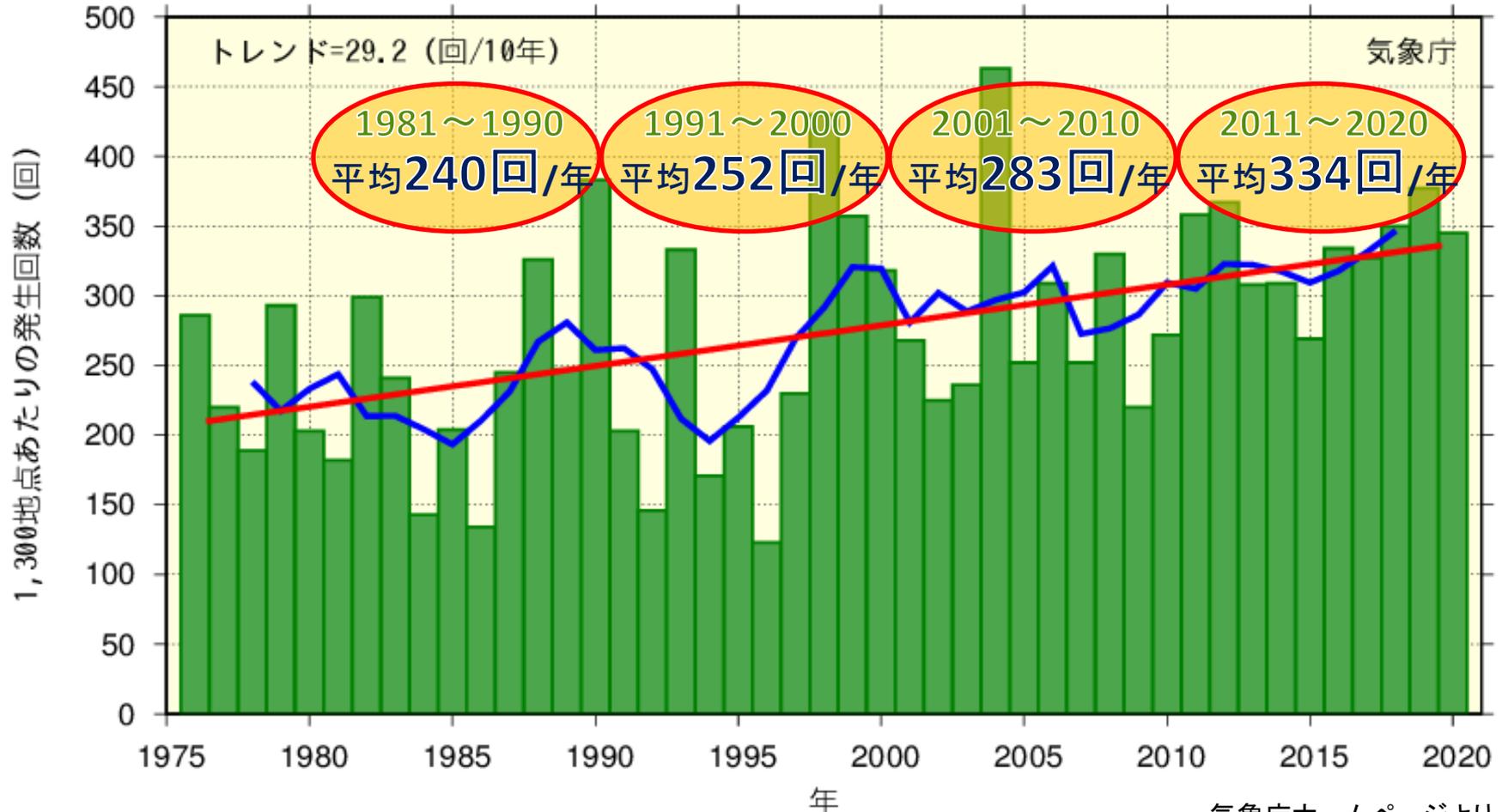
①

災害に上限は無いこと  
治水に完全は無いこと

雨の降り方が変わってきています。

1時間50mm以上の雨 → 増加している（全国）

全国【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数



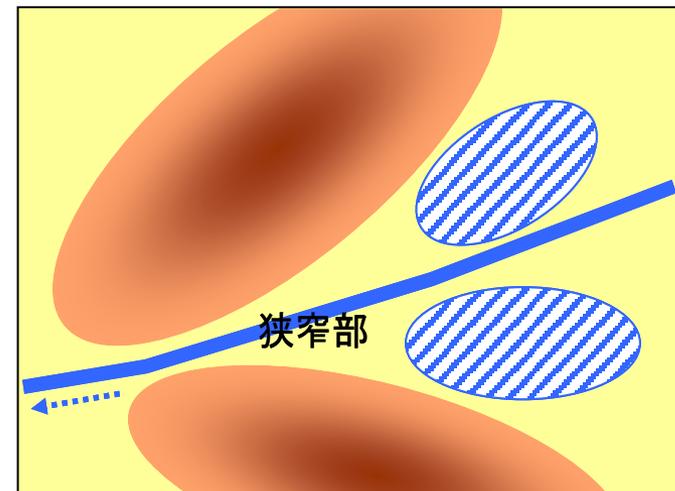
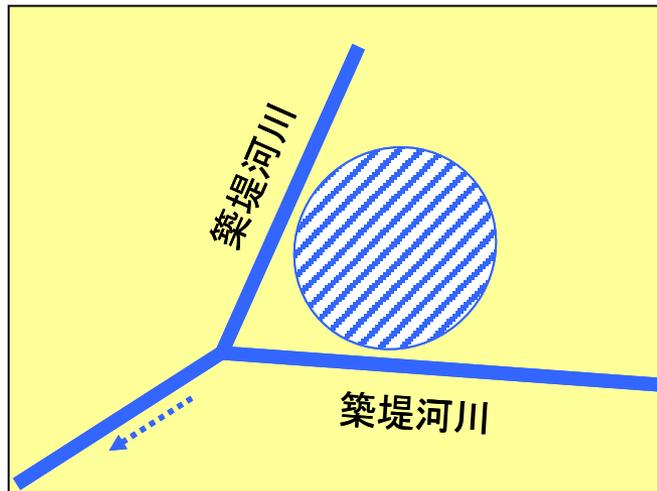
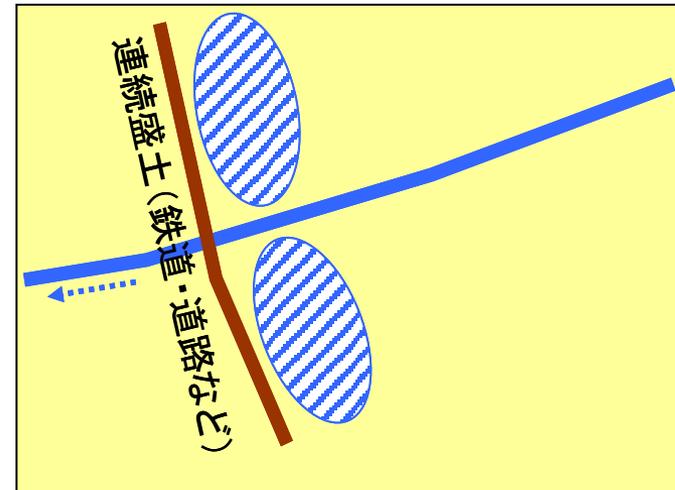
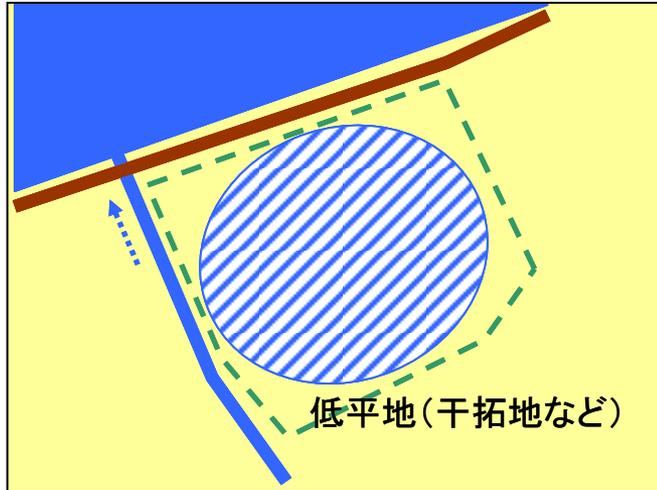
# 流域治水政策が必要な理由

②

半永久的に水害リスクの  
残る場所があること

# 半永久的に水害リスクが残る箇所

下図に示す【くぼみ】や【せき止められている】ところは、河川整備の進捗にかかわらず水が集中する。



# 流域治水政策が必要な理由

③

地域の水害に対する知恵を  
守らなければならないこと

地域  
継続

災害に見舞われても・・・

災いをやり過ごす知恵  
=災害文化

小さな洪水を少しずつ体験

防災施設が不十分



嵩上げされた住宅

「災いをやり過ごす知恵」=災害文化により地域が継続

防災施設整備

水害頻度現象

災害文化の途絶

安全神話  
行政依存

設計基準を超える洪水

水害に脆弱な住民

「人為的に作られた安全が高まると、人間側の弱さが高まる」問題が発生

先人の知恵(災害文化)をリバイバルして制度化  
滋賀県流域治水条例

# 先人の知恵：特性に応じた土地利用



水がたまりやすく、用水が確保しやすい土地は水田として利用

堤防沿いの高台は住宅

# 先人の知恵：かさ上げした住宅



# 基幹的対策(河川整備)【ながす対策】

- 滋賀県流域治水条例(第9条)

流域治水条例では『基幹的対策』として位置付けている

河川整備(ダム等を含む) ・ 維持管理の明確化



# 雨水貯留浸透機能の確保

## 【ためる対策】

### 先人の知恵

### 滋賀県流域治水条例(第10,11条)

- いろいろな施設で雨水貯留

- 森林や農地、公園などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化

引き続き、県は率先取り組み！



農地保全



グラウンド貯留(彦根市佐和山小学校)



森林保全



公園貯留(彦根市庄塚公園)

# まちづくりでも治水【とどめる対策】

## 先人の知恵

- 特性に応じた土地利用

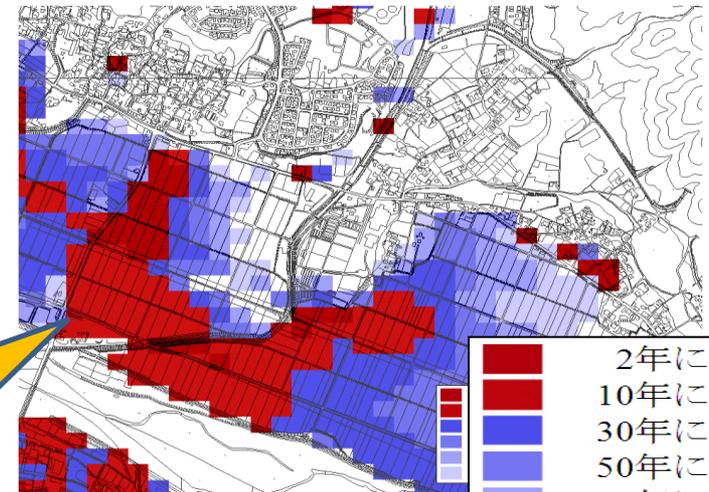


堤防沿いの  
高台は住宅

「地先の安全度  
マップ」を都市計  
画法施行令第8条  
の運用に活用

## 滋賀県流域治水条例(第24条)

- 10年確率の降雨(時間雨量50mm、24時間170mm)の際に50cm以上の浸水が予想される区域は、新たに市街化区域には含めない。
  - ただし、対策がされていればOK。



床上浸水の年発生確率

Red	2年に一度
Dark Red	10年に一度
Blue	30年に一度
Light Blue	50年に一度
Very Light Blue	100年に一度
White	200年に一度

# 家づくりでも治水

## 【とどめる対策】

### 先人の知恵

- 住宅の嵩上げ

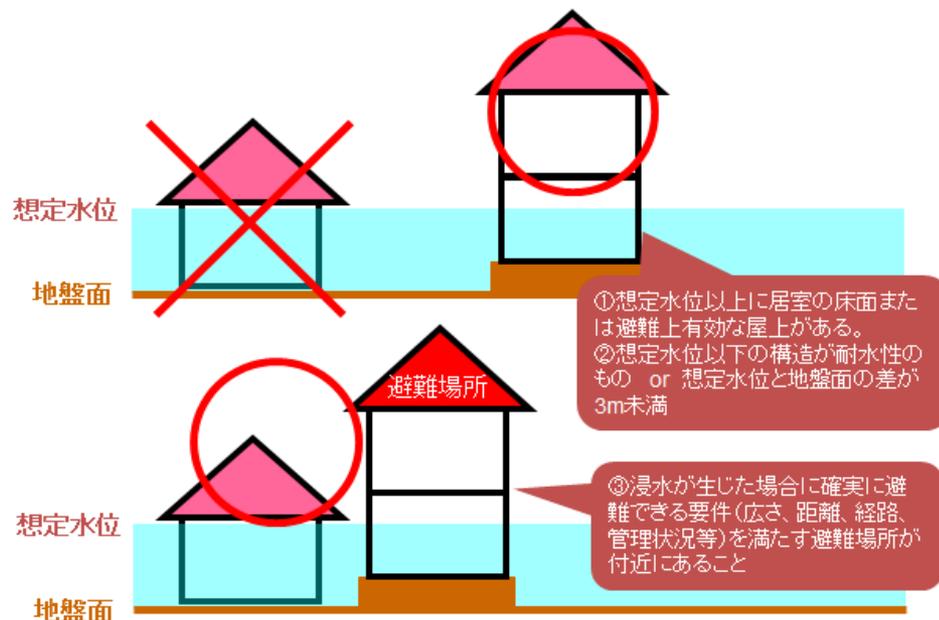


○2階建て家屋は避難空間を確保

×平屋家屋は軒下まで水没  
×逃げ遅れた場合、命にかかわる

### 滋賀県流域治水条例(第13～23条)

- 知事は、**水害リスクの高い区域を「**浸水警戒区域**」に**指定**し、区域内での住居等の建築に際しては**耐水化構造をチェック**(第5章)

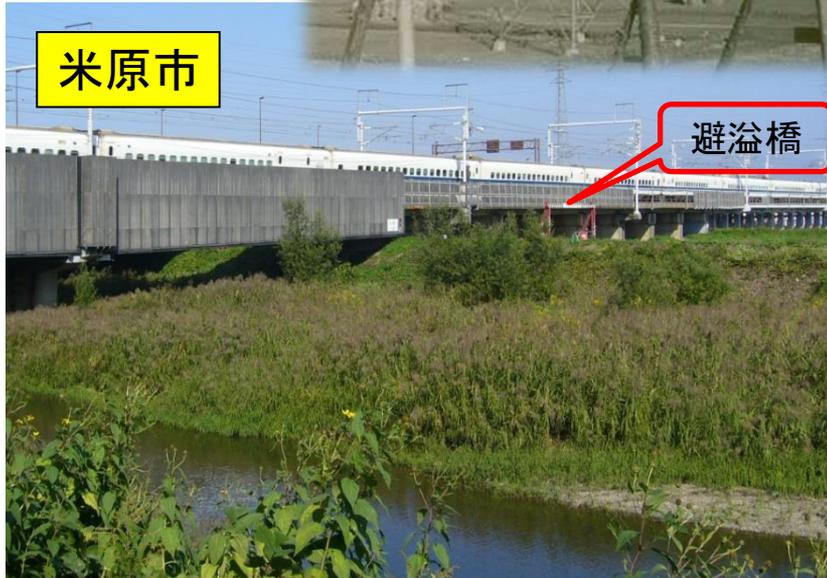


建築規制とは、知事が①～③を確認する制度のことです。

# 道づくりでも治水【とどめる対策】<sup>25</sup>

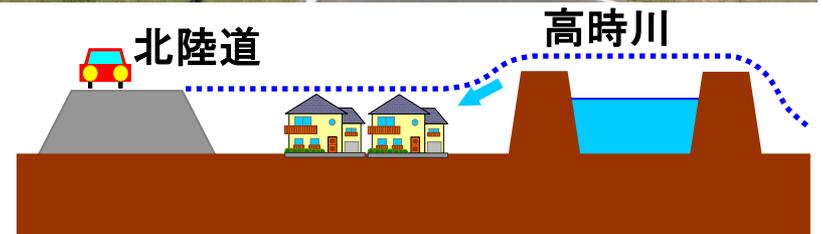
## 先人の知恵

- 水害リスクの増減を意識した交通路整備(新幹線など)



## 滋賀県流域治水条例(第25条)

- 事業者は、盛土構造物の設置等により、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。



# 人づくりでも治水【そなえる対策】<sup>26</sup>



ガードレールがないので、浸水時は水路に落ちる危険があるなあ・・・  
(近江八幡市馬淵小学校 4年生)

## 滋賀県流域治水条例(第30～34条)

- 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める
  - 水害に強い地域づくり協議会
  - 出前講座



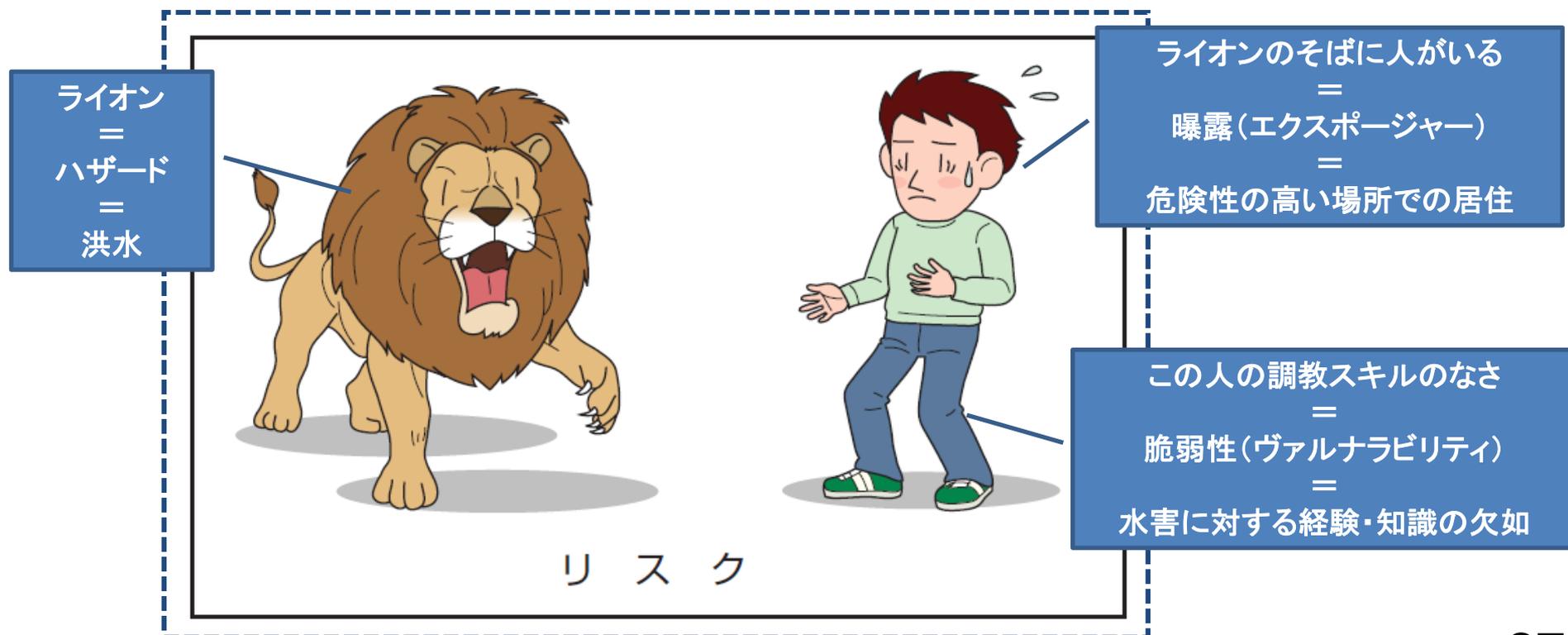
お年寄りが避難所まで行くのは無理やなあ・・・  
(H24 草津市民によるワークショップ)



水害のこと、子や孫に伝えてかな・・・

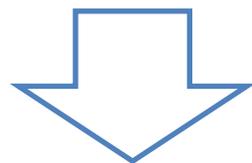
# リスクベースの適応策

「IPCC第5次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」13P  
 『気候に関連した影響の**リスク**は、気候に関連する**ハザード**(災害外力)(危険な事象や傾向などを含む)と、適応する能力を含む人間及び自然システムの**脆弱性**や**曝露**ととの相互作用の結果もたらされる。』



# 滋賀県の流域治水政策の特徴

従来の治水政策  
ハザード(洪水)の封じ込めが主体



滋賀県の流域治水政策  
リスクの評価に基づく治水政策を実現

ハザード対策←河川整備(ながす対策)

曝露(エクスポージャー)対策←土地利用規制(とどめる対策)

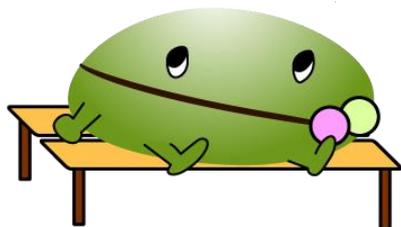
脆弱性(ヴァルナラビリティ)対策←地域防災力向上(そなえる対策)

# 本日の予定

1. 滋賀県の概要
2. 滋賀県の流域治水政策の概要
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例  
制定まで
4. 滋賀県流域治水の推進に関する条例  
制定後の課題
5. 国の流域治水政策の動き

# 流域治水政策の歩み

- H18.9 流域治水政策室 設置
- H18.10～ 水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 庁内組織
- H19.7～H23.5 流域治水検討委員会(行政部会) 市町
- H20.2～H21.3 流域治水検討委員会(住民会議) 提言(H20.12)
- H21.1～H22.5 流域治水検討委員会(学識者部会) 提言(H22.5)
- H23.4 流域政策局 設置(流域治水政策室、広域河川政策室、  
河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地域対策室)
- H23.5 『滋賀県流域治水基本方針(案)』を策定
- H24.3 県議会で『滋賀県流域治水基本方針』を議決、策定
- H24.9～H25.8 「地先の安全度マップ」公表
- H25.9 台風18号襲来
- H25.9 9月県議会に『流域治水条例案』を提案
- H26.3 2月県議会 『流域治水の推進に関する条例』議決・公布



はじまりから条例制定まで、足掛け8年かかりました。

# 流域治水基本方針策定までの調整

## ■ 流域治水政策の形成過程

H24.3流域治水基本方針 策定

- ① 庁内各課 — 琵琶湖流域治水推進部会 H18～
- 【意見】県各課が所掌する事務の範囲外。
  - 【意見】市町の理解が必要（市町が納得しない）



23  
年度

- ② 市町 — 流域治水検討委員会（行政部会）H19～
- 【意見】地域住民の理解が必要（住民は納得しない）
  - 【意見】学識者の意見が必要（法的にも無理だろう）



- 県民 — 流域治水検討委員会（住民会議）H20～
  - 住民会議「提言」平成20年12月
- 学識 — 流域治水検討委員会（学識者部会）H21～
  - 学識部会「提言」平成22年5月

# 滋賀県流域治水基本方針

— 水害から命を守る総合的な治水を目指して —

平成 24 年（2012 年） 3 月

滋 賀 県

## 第1章 流域治水の概念と 基本方針の位置付け

### 第2章 治水上の課題

- 1 本県の河川特性
- 2 気候変動による外力の増大
- 3 行政対応の現状と問題点
- 4 水害に関する地域防災力の現状と問題点
- 5 水害リスク情報の現状と問題点

### 第3章 これからの治水の基本的方向

- 1 流域治水の目標
- 2 流域治水対策を検討する基礎情報 —「地先の安全度」

## 第4章 流域治水の進め方

- 1 洪水を安全に「ながす」対策
- 2 流域で雨水を「ためる」対策
- 3 はん濫を一定の地域に「とどめる」対策
- 4 水害に「そなえる」対策

### 第5章 「ながす」「ためる」「とどめる」 ・「そなえる」対策を円滑に進める方策

- 1 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価
- 2 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の制定
- 3 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画

## 2 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の制定

本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例（仮称：滋賀県流域治水基本条例）の制定を目指します。

### 【条例化ができなかった主な項目（法律を超える内容）】

- ・都市計画や土地利用計画との整合など市町の役割
- ・県・その他行政施設の雨水貯留機能施設の義務化

◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

◎総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

基礎資料

◎想定浸水深の設定等

- ・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深（地先の安全度マップ）を設定
- ・おおむね5年ごとに設定・公表

実現

ながす

◎河川における氾濫防止対策

- ・知事：管理する河川の整備を行う。（浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮）
- ・河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- ・流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- ・当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

ためる

◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水警戒区域における建築規制
- ・区域（200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域）は、住民・市町長・流域治水推進審議会（新設）の意見をふまえて指定
- ・指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない（対策が講じられる場合を除く）
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

◎浸水に備えるための対策

- ・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

とどめる

◎雑則

- ・財政上の措置
- ・施策実施状況の議会への報告
- ・市町条例との関係

そなえる

◎罰則（当分の間適用しない）

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

# 本日の予定

1. 滋賀県の概要
2. 滋賀県の流域治水政策の概要
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定まで
4. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の課題
5. 国の流域治水政策の動き

# 雨水貯留浸透機能の確保

## 【ためる対策】

### 滋賀県流域治水条例(第10,11条)

- 森林や農地、公園などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化

## 課題1



▲滋賀県南部総合庁舎(草津市)  
玄関にも雨水貯留タンクを設置しています

条例では、公園や運動場、建物等の施設管理者に対し、雨水貯留浸透機能を備えることを努力義務で規定していることから、一部の市を除き制度化できずあまり取組が進められていない。

### 【雨水貯留の取組例】

- 大津市:各戸貯留への補助
- 彦根市:公共施設拡張事業に併せて雨水貯留機能を確保

# 浸水警戒区域の指定

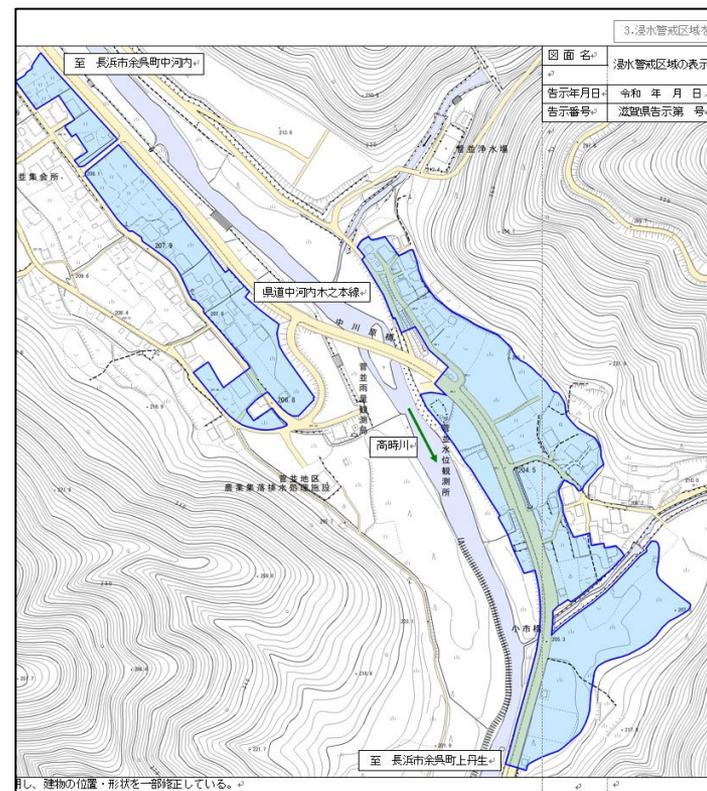
## 滋賀県流域治水条例(第13～23条)

## 【とどめる対策】

- 知事は、水害リスクの高い区域を「**浸水警戒区域**」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては**耐水化構造をチェック**(第5章)

- これまで8地区において浸水警戒区域を指定
- 概ね3m以上の浸水リスクがあるところに、すでに住宅があるか、近接して住宅がある「重点地区」約50地区すべてで、令和2年度に水害に強い地域づくりの取組を開始。
- 条例制定時の経緯により、浸水警戒区域指定までに各地区において、地域との合意形成を経て、「水害に強い地域づくり計画」を作成し、区域の指定を行う。

### 長浜市菅並地区での 浸水警戒区域公告図面(R3.3指定)



# 課題 2

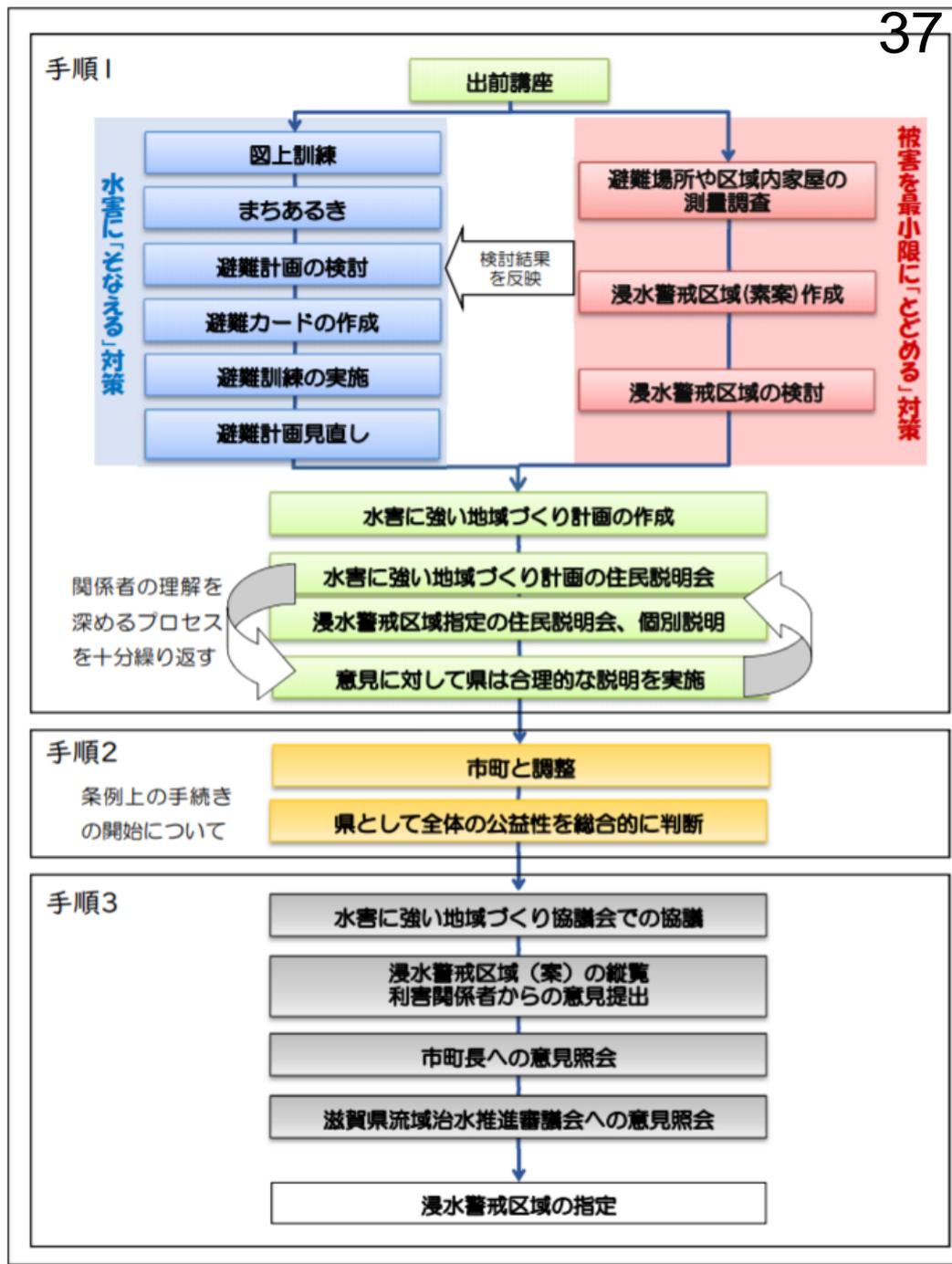
- 浸水警戒区域の指定前に地域と作成する「水害に強い地域づくり計画」に係る取組に時間を要している。
- 住民等関係者に様々な意見があり、区域指定に向けた取組が滞っている地区がある。



- 次のような事例が見られる。
- 県による安全性の確認を経していない住宅の新築や増改築
  - 県の宅地嵩上げ支援制度を活用できなかった建築

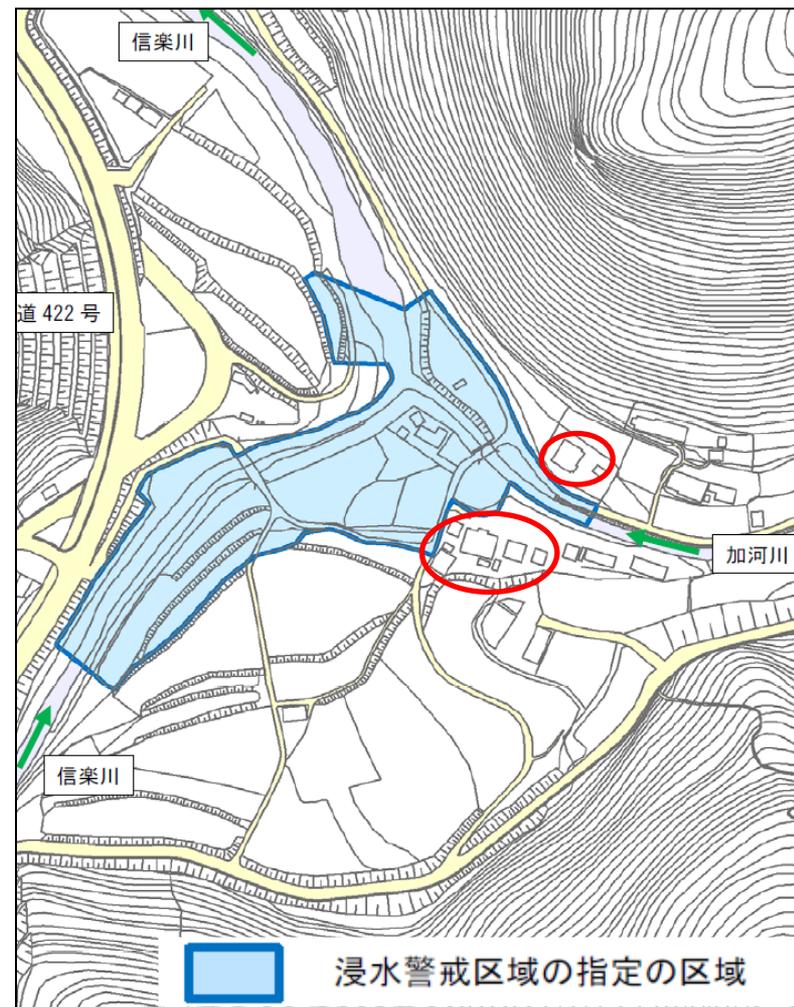
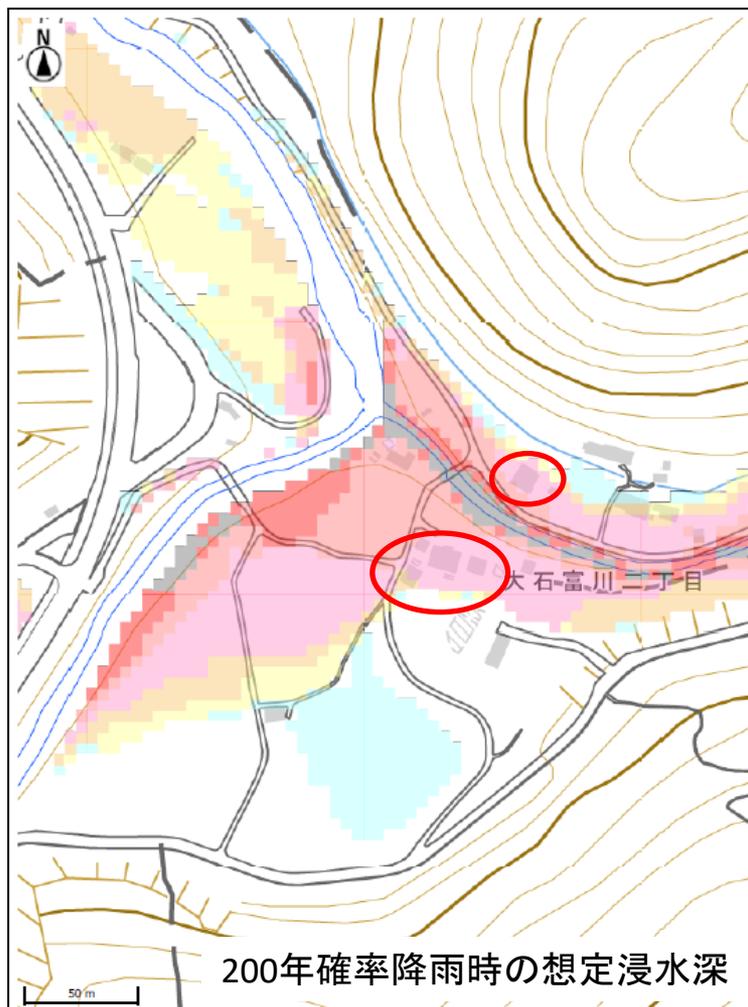
### 【対応策】

1. 取組の進め方を明確化(フロー図のとおり)
2. 3m以上浸水箇所のみを赤く明示したマップを公表



# 課題 3

想定浸水深概ね3m以下の場所での建築(特に平屋)に対して、  
浸水警戒区域内で実施しているような確実な安全対策や支援制  
度の適用ができない。



## 災害危険区域制度を利用した規制

浸水警戒区域(災害危険区域) ← → 区域外

想定浸水深  
3m以上

想定浸水深  
2.99m以下

3m以上に避難空間を  
確保するよう求める

制限なし

GL

条例による建築制限

制限なし

## リスクベースの規制

想定浸水深  
3m以上

想定浸水深  
2.99m以下

想定浸水位以上に避難空間  
を確保するよう求める

想定浸水位以上に避難空間  
を確保するよう求める

GL

← → 全県域で地先ごとの水害リスクに応じて避難空間を確保

# 本日の予定

1. 滋賀県の概要
2. 滋賀県の流域治水政策の概要
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定まで
4. 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の課題
5. 国の流域治水政策の動き

## 気候変動の影響

### 速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を**速やかに実施**  
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

### 将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要



「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律  
(令和3年法律第31号)」について」より  
【国土交通省】



# 流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

## 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

## 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

### ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

### ◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有する**グリーンインフラ**として活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

## 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

### ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
- 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

## 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・助告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)



いつでもどんなことでも  
お気軽にご相談ください。



流域治水政策室公認キャラクター

滋賀県 土木交通部

流域政策局

流域治水政策室

Tel: 077-528-4290,4291

E-mail: [ryuiki@pref.shiga.lg.jp](mailto:ryuiki@pref.shiga.lg.jp)